

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
制度に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出用清酒に限定して免許を付与することは、輸出促進という政策のみを優先する事であり、本来の日本国内の文化を守りその文化的背景を拡大させていくといった概念が欠如している。そのため、既存の清酒製造業者の衰退・劣化をもたらし、結果として日本独自の清酒文化をも衰退させる可能性が高い。効果よりも日本文化逸失たる負の面が大きく、そもそも必要性に疑問を感じるため、撤回を検討していただきたい。 ・ 最低製造数量は最低限の品質管理等ができる数量として従来設定された数値であり、その数量にも到達しないということは、到底国内の日本酒と同等の品質を保持して輸出できないものと確信している。国内同様、一定数量を造ることによって、技術要件を審査し、品質を担保して、安定的な生産・流通を目指すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、日本産酒類の海外需要が拡大していますが、引き続き、海外での日本産酒類のブランド価値を高めつつ、更なる輸出拡大を図るため、様々な施策を強力に進めていく必要があります。 令和2年度税制改正において、こうした取組の一環として、既存の酒蔵による長年の輸出拡大に向けた取組を更に後押しするなどの観点から、「日本酒」の輸出用の製造免許を新たに設け、小規模の製造場など既存の酒蔵による輸出用の製造場の新設を可能とすることや、海外向けの生産を国内生産に誘導・回帰させること等を通じて、更なる輸出拡大を図ることとされたところです。 輸出用清酒製造免許が、日本独自の清酒文化を衰退させる可能性が高いものとは考えておりません。 ・ 当該免許の申請に係る審査に当たっては、製造する清酒について品質の確保が図られるよう、申請者が技術的要件を備えているか適切に審査を行います。 また、通常の製造免許と同様、当該免許には期限を付し、1年ごとに品質審査を行うことによって品質のチェックを行います。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
制度運用に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> 輸出用清酒製造免許は製造者の企業規模に関係なく付与されるのか。大企業、例えば大手ビールメーカーが輸出用清酒に参入した場合、これまで清酒の輸出を行ってきた中小メーカーの市場を奪うことになる可能性はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該免許の趣旨は、世界のアルコール市場に占める清酒の輸出額がまだまだ小規模に留まるという状況の中で、海外における清酒の市場を奪い合うのではなく、市場規模を拡大していこうとするものです。
	<ul style="list-style-type: none"> 「船用品として積み込む清酒」「北方領土へ移出する清酒」は、輸出と同じと考えられるから対象とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見のような酒類の移出は、酒税法の適用に当たり、既に輸出として取り扱っているところです。したがって、当該免許により製造した清酒は、船用品として積み込むことと等が可能です。
	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第3項4「輸出用清酒製造免許の取扱い」(1)の内容は、きちんと製造免許の条件（製造する酒類の範囲）として付けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 免許の条件は、酒税法第11条第1項の規定により、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り、付すことができることとされています。 したがって、第7条第3項関係4(1)《輸出用清酒製造免許の取扱い》の内容は、日本国内の酒類の需給の均衡に影響を及ぼすものではないため、法令上の免許の条件とはしません。 ただし、当該取扱いを満たさない場合には免許が付与されないほか、当該取扱いに違反する場合には、免許期限の延長の取扱いにおいて、延長を認めないこととしております。
	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第3項関係の4(3)について、輸出用清酒の製造場への未納税移出は、ハ（容器詰めのため、他の酒類製造者へ移出する場合であって、更に自己の酒類の製造場又は蔵置場へ移出することが明らかな場合）に該当する 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、通達案を修正し、当該免許を受けた製造場への未納税移出が認められる場合として、清酒の原料として使用する清酒以外の酒類の移出を加えることとしました。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>ものに限り認めるものとして取り扱うとされているが、これでは原料用の醸造アルコールは製造場に移入できず、吟醸酒などのアル添酒の製造ができない。アル添酒も日本の伝統的な日本酒であるため、アル添酒用の原料用アルコールを未納税で移入することも認めるべきではないか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 人的要件として、輸出用清酒製造免許の申請者がこれまでに食品等を輸出した経験があること及び海外における取引先等の輸出先を確保していることが要件とされているが、酒税法第10条1から8号の人的要件には、このような規定は定められていない。追加案は酒税法第10条第10号の経営基礎要件に関する取扱いに馴染むものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、通達案を修正し、食品等を輸出した経験等の項目については、酒税法第10条第10号の経営基礎要件に該当するか否かに関する項目としました。
	<ul style="list-style-type: none"> 7条5項関係3(2)の期限延長の取扱いについて、通常の製造免許の場合には「2年引き続いて『要注意』又は『不可』である場合は期限の延長はできず、免許期限の到来により当該製造免許は消滅することとなるのであるから留意する」との取扱いがあるが、今回の通達案にはない。これでは通常の期限延長よりも緩い取扱いになると考えられることから、同様の取扱いとすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、通達案を修正し、免許の期限延長について、他の製造免許（試験製造免許を除きます。）と同様の取扱いとしました。
	<ul style="list-style-type: none"> 7条4項関係1(3)について、既に清酒製造免許を取得している場合には、輸出用免許に期限が付かないとのことだが、既に受けている免許がまだ期限付きの段階だった場合にはどうなるのか。この通達案では、先に取得し 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、通達案を修正し、申請者が既に受けている清酒製造免許に期限が付されている場合には、輸出用製造免許にも期限を付すこととしました。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>ていた免許が期限付きにもかかわらず、後から取得した輸出用免許は期限なしとなる。取得している免許が期限付きの場合には、輸出用免許にも期限を付けるべきである。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先の状況によっては、輸出がストップする可能性もゼロとは言えず、その場合のセーフティネットとして、期間限定でも構わないので、地元客、観光客を対象とした醸造場の見学や試飲、併設の店舗での販売を認めてもらえるとチャレンジしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該免許は、清酒を輸出するために製造する場合に限って、特例的に付与するものです。したがって、御意見のような移出は認められません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創設の趣旨からすると、輸出する最終段階まで、当該製造者が責任を持つのが本筋である。したがって、輸出業者の輸出蔵置場等、輸出に際して第三者の関与を認めるのは賛成しかねる。小規模な製造者にとって、海外の新規取引先を開拓することは容易ではないが、それくらいの気概がないとそもそも清酒製造などできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見として承ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質とブランド認識度向上のため、国内の清酒コンテストや公式鑑評会への出品も認めてほしい。 ・ 輸出用の免許ということで国内への出荷を制限することは理解できるが、例えば国内の鑑評会や各種コンクールへの出品、国税局の品質評価への提出は可能か。明記されていないが、「準ずるものとして認められる場合」に含まれるのか。特に品質評価に提出できなければ、免許期限が延長できないため、手当てするべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見を踏まえ、通達案を修正し、課税移出が認められる場合として、国税局の行う品質審査又は公的機関が主催する鑑評会等（民間が主催するものを除きます。）に出品する場合を追加することとしました。

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
その他の御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外への輸出専用免許について、現状、一国一取引先のような商慣習が、海外取引にはあり輸出量を増やすにも、その制限のせいで2社以上の取引を増やせず伸び悩むことがある。よって、現製造所や機器を使いながらも、海外輸出専用在庫が明確に分けれる蔵元においては、別の製造所として免許をいただくことが出来ればありがたいです。是非、海外輸出量増強のため、宜しくお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見として承ります。 輸出用清酒製造免許は、既存の酒蔵が少量からでも高付加価値な商品を製造する製造場を新設することが可能になるなど、既存業者の長年にわたる輸出拡大に向けた取組等を更に後押しするものです。 既存業者・新規業者に限らず、当該免許が活用されることにより、日本酒のブランド価値の確保・向上や、更なる輸出拡大につながっていくことを期待しています。 ・ なお、既存業者が新たに当該免許を取得した場合でも、既存の清酒製造場から輸出用清酒の製造場への清酒の未納税移出は認められません。